

若越郷土研究

46の4

吉江藩領の確定について

松原 信之

一、吉江藩領の成立と内分知

正保二年（一六四五）八月、福井藩主三代の松平忠昌が四十九歳で死没した。忠昌には三人の男子、すなわち、嫡男の万千代の他に仙菊と福松の二人の庶弟がいたが、忠昌の遺領五十二万五千石の全部は嫡男の万千代（光通）が一旦、継承したうえで、この万千代領分から二弟に内分知（知行地を分譲すること）された。すなわち、忠昌死没の翌三年の「越前国知行高之帳」（1）の奥書に、次のよう

にある。

「五拾貳万五千五百七石六斗八合

松平万千代領分

内 五万石

松平仙菊（昌勝）

貳万五千石 松平福松（昌親）¹

松平仙菊は五万石の内分知を受けると、元服して昌勝と称し、吉田郡芝原江上村に館を定めて「松岡」と名づけ松岡藩を創設した。

松平福松も元服して昌親と名乗り、丹生郡立待郷に館を定めて「吉江」と名づけ吉江藩を創めた。しかし、先の「越前国知行高之帳」には、内分知の領分村付けは示されず、すべて松平万千代領分として記載されているので、松岡藩領域も吉江藩領域もここでは不明である。

但し、松岡藩領については松平文庫の蔵書中に、慶安二年（一六四九）の「松岡御領御知行分之帳」や貞享三年（一六八六）の「松平中務大輔領分高辻帳」などが伝来して松岡藩領は確認できるが、吉江藩の知行高帳は伝来しない。これは、松岡藩が享保六年（一七二二）に本藩福井に併合されるまで七十六年も存続したのに対して、吉江藩は延宝二年（一六七四）に福井藩四代光通が死去した跡、松平昌親が本藩を継承して吉江藩は福井藩に併

合され、僅かに二十九年で消滅したことも吉江藩の史料があまり伝来しなかった理由であろう。

二、「福井藩領組頭別村高帳」と吉江藩の領域確定作業

ところで、吉江藩領については、唯一、各藩領の村形を色別して作成された承応年間（一六五二〜五五）の「越前国絵図」松平文庫蔵から一応は抽出が可能であった。しかし、これも、絵図に部分的な剥落があったり、一部には色別記載の誤りなどもあるし、特に、割郷村の各領分の石高別が絵図では不明であるため、やはり完全には吉江藩領域の抽出ができないのが現状であった。従って、これまで吉江藩領の村高の確定に挑戦してきた研究者も十分に目的を果たせないままに現在に至っている⁽²⁾。そこで、私は改めて別の方法で吉江藩領分の確定に従事することとした。すでに述べたように、先の正保三年の「越前国知行高之帳」では、松平万千代領分とある「五二万五〇七石六斗八合」が、松平万千代の福井藩領分の他に松岡藩領分・吉江藩

領分を合わせた知行高となつてゐるから、短絡的に考えれば、この知行高から、福井藩領分と松岡藩領の各村高と割郷高を除去すれば、残りの村高・割郷高が吉江藩領分ということになる。しかし、松岡藩領分の知行帳は伝来しても、松平万千代(光通)の直支配知行(福井藩領)高帳は存在しない。

ところが、時代は少し下るが、寛文八年(一六六八)当時の福井藩領組頭(後の大庄屋)が支配する村々とその高を記したもの(福井藩領組頭別村高帳とする)(3)が発見された。これが唯一、松平万千代の直支配知行高を示す村高帳に相当する。但し、この村高は年貢を徴収できない引高を差し引いた実高のみの記載ではあるが、引高のほとんどが福井城下地域や周辺村部に集中してゐるので(4)、一部の村高を除いて他の村の実高はそのまま表高(村高)と一致する。しかも、この村高帳は福井藩領組頭の支配する村高のみを記載してゐるので、引高以外に神社領高や府中本多領分も含まれてゐない。幕府や福井藩が設定した神社領高は歴然としてゐるし、府中本多領分についても、寛永元年(一六二四)七月十

五日「府中本多家知行帳」(5)と、承応二年(一六五三)十二月付の「府中本多家知行帳」(6)が伝来するから、先の正保三年の「越前国知行高之帳」(A)から、「福井藩領組頭別村高帳」(B)の村高と、府中本多領分(C)に松岡藩領分(D)の各村高・割郷高を除去すれば、残りの村高・割郷高が吉江藩領分ということになる。すなわち、(A)―(B)―(C)―(D)＝「吉江領分」ということになる。但し、「府中本多家知行帳」は承応二年度のものをを用いた。

このような方式で、諸資料の村高を照合して地道に丹念に作業を続行した結果、一応確認できた吉江藩領分の村高を改めて絵図と照合してみると、吉江領となつてゐる「粟野村」が、地理的位置から吉江領「青野村」の記載誤りであることが確認されたし、当然、松岡領であつた粟野村も同絵図にも別に正しく記載されている。また、「小倉大畑村」の如く色別漏れもあつた。

正保3年郷帳		備考	正保3年郷帳		備考
村名	石斗升合	(割郷関係)	村名	石斗升合	(割郷関係)
田尻村	39,527		乙坂村	988,003	
生部村	721,810		田中村	985,672	
【足羽南郡】	761,337		在田村	657,232	
三尾野村	644,557		市村	78,404	
華守村	355,510		氣比庄村	1,503,262	
【足羽北郡】	1,000,067		上河去村	775,290	
勝見村	634,080		下河去村	965,720	
【吉田郡】	634,080		西大井村	570,910	
火打村	287,992		下大倉村	1,519,463	
【南仲条郡】	287,992		小泉村	1,193,739	
下名村	397,250		上石田村	1,010,771	
【坂北郡】	397,250		下石田村	1,369,643	
免鳥村	258,835		二町掛村	726,375	
波寄村	337,909	福井領・松岡領と割郷	冬嶋村	286,500	福井領と割郷
岸水村	39,206		持明寺村	503,010	
御所垣内村	237,330		内郡村	561,200	
江上村	860,580		朝日村	74,666	幸若領と割郷
馬場村	128,791		青野村	178,890	
姫王村	307,285		牛越村	202,020	
布施田新村	145,629	福井領と割郷	小倉大畑村	138,017	
西方寺村	275,019		朝宮村	290,345	
【坂南郡】	2,590,584		杉本村	935,350	
御給村	615,834		印内村	325,516	
森政領家村	375,919		入里村	97,534.4	
印内村	125,560		西番村	786,500	
【大野郡】	1,117,313		牛屋村	464,754	
総計	25,040,014		糺村	494,456	
			上海浦	82,361	
			上山中村	329,464	
			大王丸村	156,324	福山領と割郷
			【丹生北郡】	18,251,391	

(表1) 吉江藩領の村高一覧

松原 吉江藩領の確定について

以上、検出された吉江藩領分の村は、丹生郡の二九村を中心にして足羽南郡・足羽北郡・吉田郡・南仲条郡・坂北郡・坂南郡・大野郡など、ほとんど越前一国に及び、全部で四八村を数え、藩領高は二万五〇四〇石余と算出された(表1・表2)。なお、(表3)「吉江藩領内の割郷村一覧」を参照してわかるように、丹生郡の三か村と坂南郡の二か村が割郷となつてゐるが、このうち、丹生郡の朝日村(幸若領との割郷)や大王丸村(勝山領分との割郷)の検出は容易であり、その他も、「福

正保3年「越前国郷帳」より		
郡別	総石斗升合	村数 内割郷
丹生北郡	18,251,391	29・3
足羽南郡	761,337	2
足羽北郡	1,000,067	2
吉田郡	634,080	1
南仲条郡	287,992	1
坂北郡	397,250	1
坂南郡	2,590,584	9・2
大野郡	1,117,313	3
総計	25,040,014	48・5

(表2)吉江藩領の郡別高一覧

正保3年郷帳			寛文8年「福井藩領組頭別村高帳」		
郡	村名	石斗升合	村名	石斗升合	割郷支配別
丹生北郡	二町掛村	1,372,016	二町掛村(冬嶋村)	726,375	吉江領分
	朝日村	342,929	朝日村	286,500	吉江領分
	大王丸村	159,359	朝日村	359,141	福井藩領分
坂南郡	波寄村	3,140,639	大王丸村	268,263	幸若領分
			大王丸村	74,666	吉江領分
			大王丸村	156,324	吉江領分
	波寄村	3,035	勝山御領分		
西方寺村	316,584	波寄村	1,901,602	福井藩領分	
		波寄村	901,128	松岡領分	
西方寺村	337,909	吉江領分			
西方寺村	275,019	吉江領分			
西方寺村	41,565	福井藩領分			

(表3)吉江藩領内の割郷村一覧

井藩領組頭別村高帳」との相殺で算出が可能となつた。すなわち、正保三年の二町掛村高一三七二石一升六合は、寛文八年までに二町掛村(七二六石三斗七升五合)と冬嶋村(六四五石六斗四升一合)に分村し、二町掛村はそのまま吉江領、冬嶋村は福井領と吉江領との割郷となつた。従つて、冬嶋村の福井藩領の下の大虫組頭支配三五九石一斗四升一合を差

し引くと、吉江領の冬嶋村二八六石五斗が算出される。また、波寄村高三一四〇石六斗三升九合も、松岡領分九〇一石一斗二升八合と、福井藩領米納津村清左衛門支配の一九〇一石六斗二合を差し引くと吉江領分三三七石九斗九合が算出される。

三、福井藩領内の支配不明高と府中領分
ところが、(A)―(B)―(C)―(D)Ⅱ「吉江領分」という方式にも、やはり一部に疑義が残る。それは、「府中本多家知行帳」の取り扱ひの關係からである。すでに述べたように、「府中本多家知行帳」には寛永元年(一六二四)のもの、承応二年(一六五三)のものがあり、前者は三万九〇〇〇石に増分六二八二石を加えて四万五二八二石であり、後者は四万石となつてゐる。「吉江領分」の算出には後者を利用したが、両者間の村付けには一部異動があり、正保三年の郷帳で万千代領分でありながら、(A)―(B)―(C)―(D)では「吉江領分」として算出される以外に、差し引き所屬不明の村高、四九六〇石九斗二升八合が残つた。

(表4) 所領不明の村高

寛永元年 (1624) 7月15日 府中領分の内			正保3年 (1646) 郷帳			承応2年 (1653) 12月 府中領分の内			万千代領分の内差 し引き不明分村高		
郡名	村名	総 石 高 斗 升 合	村名	総 石 高 斗 升 合	村名	総 石 高 斗 升 合	村名	総 石 高 斗 升 合	総 石 高 斗 升 合	総 石 高 斗 升 合	
南条郡	中津原村	549.652	中津原村	549.652	中津原村			549.652			
	八乙女村	100.729	八乙女村	100.729	八乙女村			100.729			
	温谷村	67.487	温谷村	67.487	温谷村			67.487			
	向新保村	417.306	向新保村	417.306	向新保村			417.306			
今南東郡	菅生村	111.910	菅生村	111.910	菅生村			111.910			
	新保村	63.670	新保村	63.670	新保村			63.670			
今南西郡	小野谷村	1,077.860	小野谷村	1,077.860	小野谷村			1,077.860			
	平林村	353.460	平林村	353.460	平林村			353.460			
	宮谷村	1,026.260	宮谷村	1,026.260	宮谷村	813.868			212.392		
	野大坪村	150.940	野大坪村	150.940	野大坪村				150.940		
丹生郡	円満村	336.500	円満村	336.500	円満村				336.500		
	寺村	10.680	寺村	610.680	寺村の内						
	寺村 [寺村]	80.000 520.000			円満村の内 寺村の内	434.309			176.371		
吉田郡		岡保村	2,387.962	河水村 花谷村 その他※ (4か村は福井藩領)		39,012 445,956			354,791		
坂北郡	玉木村	179.820	玉木村	179.820	玉木村				179.820		
	宮前村 河間村	229.420 578.620	宮前村 河間村	229.420 578.620	宮前村 河間村				229.420 578.620		
									不明分高	4,960.928	

その他※(西谷村・次郎丸村・大畑村・宮地村)計4か村1,537石5斗5合は福井藩領

しかし、(表4)を参照してわかるように、不明高四九七一石六斗二升六合の村付けは、すべて寛永元年七月当時は府中本多家知行所であった村か、承応二年に府中領となった村の余剰高であることが知られ、府中領分と何らかの関係のあることを窺わしめる。特に、正保三年の郷帳で吉田郡岡保村の、二三八七石九斗六升二合は、寛文八年までに西谷村・次郎丸村・大畑村・宮地村・河水村・奥花谷村の六か村に分村したが、前記四か村の一五三七石五斗五合は福井藩領、河水村(三九石一升二合)・奥花谷村(四四五石九斗五升六合)の二か村が府中領となった。このうち、河水村高の差三五四石七斗九升一合を含めた四九六〇石九斗二升八合が所領不明となる。そこで考えられるのが、府中本多伊豆守富正の二男、本多左近正房(福井藩家老職)の五〇〇石の内分知高で、これら所領不明の村高とほぼ一致し、この可能性が高い。今後の検討を待ちたい。

〔注記〕

- (1) 松平文庫蔵
『福井県地名大辞典』角川書店刊・『鯖

江市史』通史編上巻 他

(3) 丹生郡朝日村天王の内藤武左衛門家所蔵。表紙には「寛文八年申卯月 組頭切村付高付之覚帳」とあり、『朝日町誌』

資料編2に全文収載してある。

(4) 松原信之著「福井城下の町方支配と貢租・土地制度の諸問題について」『福井県史研究』第6号

(5) 本多家・佐久間家文書『福井県史』資料編6

(6) 佐久間家旧蔵文書『武生市史』資料編諸家文書二